

# 障害者基本計画(案)にご意見をお寄せください

障害者基本計画検討委員会で検討を重ねてきた計画(案)がまとまりましたので、概要をお知らせします。計画(案)の全文は、両庁舎の情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。障害福祉課(☎内線2343)

## パブリックコメント(計画(案)への意見募集)

対象 市内在住・在勤・在学の方  
提出方法 次のいずれかの方法で、住所・氏名・計画名(障害者基本計画)を明記して提出してください。  
直接または郵送 〒202-8555 西東京市役所保谷庁舎障害福祉課  
ファクス ☎0424-38-2827  
電子メール 市ホームページから  
提出期間 12月15日～1月9日(必着)  
検討結果の公表 平成16年2月(予定) 市報・市ホームページ、両庁舎の情報公開コーナーでご覧になれます。  
提出された意見に個別の回答は行いません。



## 市民説明会

12月17日(水)  
午前10時30分～11時30分・田無庁舎5階503号室  
午後2時～3時・田無総合福祉センター2階視聴覚室  
午後7時～8時・防災センター6階講座室2

## 計画の理念

障害のある・なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める

## 計画策定の視点

- (1)自立と社会参加の促進を目指す支援(個々のパーソナリティとニーズに応じた工夫)
- (2)多様なニーズに対応する施策の充実と施設整備(入所施設から在宅へ、重度障害者対応、多様な施設対応等)
- (3)契約制度の中での支援(権利擁護、第三者評価、苦情対応の仕組みづくり等)
- (4)地域資源の活用と市民の役割への期待(市民、団体、行政等それぞれの役割と協働)

## 計画の目標と方向性～今後の障害者施策の展開に向けて～

### 1 地域で支える基盤づくり

- (1)地域における支援体制の整備 (2)ボランティア活動の推進 (3)障害者福祉基盤の整備

#### 施策展開

- ・地域の見守り・支えあいネットワークの形成
- ・地域住民、事業者、社会福祉に関する活動を行う者の協力
- ・ボランティア活動への支援/ボランティアの育成支援
- ・(仮称)障害者福祉総合センターの建設の検討など

### 2 快適に過ごせる環境づくり

- (1)こころのバリアフリーの推進 (2)人にやさしいまちづくりの推進 (3)外出の支援

#### 施策展開

- ・広報・啓発活動の充実/福祉教育の推進
- ・(仮称)人にやさしいまちづくり条例の制定
- ・公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
- ・利用しやすい移動手段の整備・充実など

### 3 生きがいを持って暮らせるまちづくり

- (1)育成支援体制の整備 (2)一人ひとりのニーズに応じた教育の推進 (3)適性や能力に応じた就労場の確保 (4)余暇活動・生涯学習活動の充実

#### 施策展開

- ・療育・教育相談事業の推進
- ・障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保
- ・就労援助事業の実施/就労機会の拡大
- ・障害者の社会参加機会の充実など

### 4 安心して暮らせるまちづくり

- (1)権利擁護体制の活用 (2)サービスの質の確保・向上 (3)緊急時対策、防災・防犯対策の充実 (4)保健・医療体制の充実

#### 施策展開

- ・権利擁護センターとの連携
- ・福祉サービス第三者評価システムの活用促進
- ・災害要援護者防災行動マニュアルの作成
- ・地域健康づくり・リハビリテーション等の展開など

### 5 自分にあった生き方ができるまちづくり

- (1)地域における生活基盤の整備 (2)福祉サービスの充実

#### 施策展開

- ・グループホーム・生活寮の整備 ・公営住宅の有効活用
- ・在宅サービスの充実 ・支援費制度の充実など

### 6 情報提供・相談体制の仕組みづくり

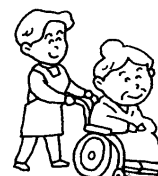
- (1)情報提供体制の充実 (2)相談体制の充実 (3)コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

#### 施策展開

- ・福祉情報総合ネットワークの構築
- ・相談窓口の充実
- ・西東京市相談ネットワークの検討など

## 確定申告にあたって

高齢者の障害者控除の取り扱いについて  
市内在住の65歳以上の方で、次の状態に該当する方に対し、申請により障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書を基に確定申告すると、障害者控除の対象として認定されます(すでに身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方は、申請の必要はありません)。  
障害者控除対象者：身体障害者3級～6級に準ずる方、知的障害軽度・中度に準ずる方  
特別障害者控除対象者：身体障害者1級または2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、寝たきり高齢者(6か月程度以上等)  
介護保険の認定者以外の方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(診断書)を添えてください。調査のうえ、後日発行します。  
申請 平成16年1月5日から高齢福祉課(保谷庁舎1階、田無庁舎1階)まで。  
認定書発行までに1週間程度かかります。  
高齢福祉課(☎内線2332)



## 教育委員会の開催日程

とき・ところ 12月24日(水)午後2時30分・スポーツセンター会議室  
議題 行政報告(傍聴人数 10人)  
教育庶務課(☎内線2611)

## 審議会等開催情報

国民健康保険運営協議会(保険年金課・内線1471)：12月18日(木)午後7時・田無庁舎議会棟委員会室・保険料の見直しについて・5人  
学校給食運営審議会学務課(内線2625)：12月19日(金)午後3時・保谷庁舎会議室・審議内容の検討・5人  
(仮称)人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会(都市計画課・内線2412)：12月25日(木)午前10時・保谷庁舎会議室・協働・参画について・10人  
人数は傍聴者数です。